

広 第 3 2 2 号  
総 第 3 2 6 号  
務 第 3 4 7 号  
生 総 第 3 7 0 号  
刑 総 第 2 4 3 号  
交 企 第 5 7 8 号  
備 一 第 5 6 5 号  
平成22年 4 月 28 日

各所属長 殿

岐阜県警察本部長

岐阜県警察犯罪被害者支援推進要綱の制定について（通達）

警察における被害者支援については、「岐阜県警察犯罪被害者対策推進要綱」（平成8年3月19日付け生総発第197号ほか。以下「旧要綱」という。）に基づき運用しているところであるが、実情にそぐわなくなったことから、新たに別添のとおり「岐阜県警察犯罪被害者支援推進要綱」を制定し、平成22年5月1日から実施することとしたので、運用上誤りのないようにされたい。

なお、旧要綱は、廃止する。

## 別添

### 岐阜県警察犯罪被害者支援推進要綱

#### 第1 要綱の目的

この要綱は、犯罪被害者（以下「被害者」という。）の置かれている現状を踏まえ、被害者の視点に立った各種の施策を総合的に推進するに当たっての基本的指針を定めることを目的とする。

#### 第2 定義

##### 1 被害者

この要綱において被害者とは、犯罪（刑事事件として立件されていない犯罪及び犯罪に類する行為を含む。以下同じ。）による被害を受けた者及び被害者が死亡した場合におけるその遺族をいう。

##### 2 警察の被害者支援

警察の被害者支援とは、警察の活動のうち、被害者の視点に立ち、被害者のニーズに対応する形で行われる被害者をめぐる活動をいう。

#### 第3 被害者支援推進の基本的留意事項

##### 1 被害者のニーズへの対応

被害者支援は、被害者の立場に立ち、被害者のニーズに合理的に対応する形で行い、被害者が何を望んでいるか、被害者に何が必要かを常に念頭に置いて推進する。

##### 2 総合的な施策の推進

警察と被害者との関わりが広範なものであることに留意し、従来の施策の被害者の視点に立った見直しと新たな施策の推進とを、組織全体において総合的に推進する。

##### 3 重点的な施策の推進

被害者支援の推進においては、犯罪による直接的被害とその後の二次的被害の両面において大きな問題を抱えている身体犯の被害者、特に、性犯罪被害者並びに殺人及び傷害致死に係る遺族の抱える問題への対応に重点を置く。また、少年である被害者（以下「被害少年」という。）についても、その後の健全育成の観点から、被害者支援上の重要な対象とする。

##### 4 他機関、民間団体等との連携

被害者のニーズは生活上の支援をはじめ極めて多岐にわたっており、警察においてそのすべてに対応することはできないことから、関係機関・団体等との連携を進め、実効性のある支援の推進に努める。

#### 第4 犯罪被害者支援推進委員会

##### 1 設置

被害者支援の総合的かつ重点的な推進を図るため、岐阜県警察本部に「岐阜県警察犯罪被害者支援推進委員会」（以下「委員会」という。）を置く。

##### 2 任務

委員会は、被害者支援を効果的に行うための施策等について協議するとともに、その推進を図ることを任務とする。

##### 3 構成

委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織し、それぞれ次に掲げる者をもって充てる。

委員長            本部長

|      |           |
|------|-----------|
| 副委員長 | 警務部長      |
|      | 総務室長      |
| 委員   | 首席監察官     |
|      | 生活安全部長    |
|      | 地域部長      |
|      | 刑事部長      |
|      | 交通部長      |
|      | 警備部長      |
|      | 警察学校長     |
|      | 組織犯罪対策統括官 |

#### 4 運営

- (1) 委員会は、委員長が必要と認めるときに召集し、会議を主宰する。
- (2) 委員長に事故のあるときは、副委員長が委員長の事務を代理する。
- (3) 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対し委員会への出席を求めることができる。

#### 第5 幹事会

##### 1 設置

委員会の下に幹事会を設置する。

##### 2 任務

幹事会は、委員会で決定した事項の具体的推進及び次に掲げる事項に関する総合的な検討、研究及び調査を行い、効果的な被害者支援を推進することを任務とする。

ア 被害者の救援に関すること。

(ア) 被害者への情報の提供に関すること。

(イ) 被害者の精神的被害の回復への支援に関すること。

(ウ) 被害の補償、被害品の回復に関すること。

イ 捜査過程における被害者の第二次的被害の軽減及び防止に関すること。

ウ 被害者の安全の確保に関すること。

エ 被害者支援推進体制等の整備に関すること。

##### 3 構成

幹事会は、幹事長、副幹事長及び幹事をもって構成し、それぞれ次に掲げる者をもって充てる。

|      |                 |
|------|-----------------|
| 幹事長  | 総務室長            |
| 副幹事長 | 総務室参事官兼総務課長     |
|      | 警務部参事官兼警務課長     |
|      | 生活安全部参事官        |
|      | 地域部参事官          |
|      | 刑事部参事官          |
|      | 交通部参事官          |
|      | 警備部参事官          |
| 幹事   | 総務室広報県民課長       |
|      | 生活安全部生活安全総務課長   |
|      | 生活安全部人身安全対策課長   |
|      | 生活安全部少年課長       |
|      | 生活安全部生活環境課長     |
|      | 生活安全部サイバー犯罪対策課長 |

地域部地域課長  
刑事部刑事総務課長  
刑事部捜査第一課長  
刑事部捜査第二課長  
刑事部捜査第三課長  
刑事部組織犯罪対策課長  
刑事部国際捜査課長  
刑事部鑑識課長  
交通部交通企画課長  
交通部交通指導課長  
交通部運転免許課長  
警備部警備総務課長  
警備部警備第一課長

4 運営

委員会の運営に関する規定は、幹事会の運営について準用する。

第6 専門部会の設置

警察本部の各部及び総務室は、それぞれが所掌する被害者支援に関する施策を具体的に実施するため、それぞれの部又は総務室の参事官を長とする専門部会を設置するものとする。

第7 被害者支援室の設置

1 設置

総務室広報県民課に被害者支援室を設置する。

2 構成

被害者支援室の構成は、別表のとおりとする。

3 任務

被害者支援室は、委員会又は幹事会の決定事項及び次に挙げる事項を関係所属と連携して行うものとする。

ア 各部門が実施する施策の連絡及び調整に関すること。

イ 警察の被害者支援等の教養に関すること。

ウ 性犯罪被害者等の事情聴取、被害少年の相談活動等に当たる警察官、少年補導職員等の教養に関すること。

エ 被害者の相談に関すること。

オ 被害者と関わりのある機関、団体等との連携に関すること。

カ 被害者支援を行う関係機関、団体等との連携及び支援に関すること。

キ 委員会及び幹事会の庶務に関すること。

ク その他被害者支援の推進に必要なこと。

第8 被害者支援の推進

1 警察本部の推進要領

- (1) 被害者支援は、警察庁の通達等に基づくもののほか、被害者の立場に立って創意工夫を凝らした施策を企画し推進するものとする。
- (2) 警察庁の通達等に基づく各種施策は、原則として当該施策を所掌する所属において対応するものとする。
- (3) 各種施策は、専門部会の審議を得て推進するものとする。
- (4) 専門部会長は、被害者支援を推進するうえにおいて組織的に調整、協議を要すると認められる施策については、幹事会の開催を要請するものとする。

- (5) 各部及び総務室においては、警部又は警部補の中から被害者支援連絡責任者を指定し、被害者支援室との連絡調整に当たらせるものとする。

## 2 警察署の推進要領

- (1) 各警察署に「被害者支援推進委員会」を設置するものとする。
- (2) 被害者支援は、警察本部の通達等に基づくほか、署情に応じた必要な施策を企画し推進する。
- (3) 性犯罪被害者及び被害少年の支援には、被害者の希望する性別の警察官及び少年補導職員を活用するよう配意する。
- (4) 警察署長は、所属職員に対し、被害者の心理等に関する基礎知識、被害者支援等に関する教養に努める。
- (5) 被害者支援室と連携を密にし、諸施策は警察本部の関係課及び被害者支援室に報告する。

## 第9 関係機関、団体等との連絡協調

被害者支援に当たっては、被害者支援を行う関係機関、団体等との連携を密にするほか、被害者支援に関する部外専門家、有識者等との連携を保ち、必要な知識の習得に努めなければならない。また、必要により被害者をこれらの機関、団体等に紹介することとする。

## 第10 被害者との対応上の留意事項

被害者に対応するときは、被害者が大きな精神的被害を受けていることを理解し、被害者に敬意と同情心をもって接し、安心感を与えるような配慮をしなければならない。

附 則（平成22年4月28日付け広島第322号ほか）

この要綱は、平成22年5月1日から運用する。

附 則（平成25年3月26日付け務第268号）

この要綱は、平成25年4月1日から運用する。

附 則（平成26年3月28日付け務第292号）

この要綱は、平成26年4月1日から運用する。

附 則（平成28年3月29日付け務第310号）

この要綱は、平成28年4月1日から運用する。

附 則（平成31年2月26日付け務第184号）

この要綱は、平成31年4月1日から運用する。

附 則（令和2年5月15日付け広第315号ほか）

この要綱は、令和2年6月1日から施行する。

附 則（令和4年3月15日付け生総第163号）

この要綱は、令和4年4月1日から運用する。

附 則（令和5年3月16日付け広第295号）

この要綱は、令和5年3月17日から運用する。

附 則（令和7年4月1日付け務第266号）

この要綱は、令和7年4月1日から運用する。

## 別表（第7関係）

## 被害者支援室の体制

| 区 分     |     | 所 属          | 職 名 等             |
|---------|-----|--------------|-------------------|
| 室 長     |     | 総務室          | 総務室参事官兼総務課長       |
| 統括官     |     | 総務室広報県民課     | 広報県民課長            |
| 被害者支援室員 | 専務者 | 総務室広報県民課     | 犯罪被害者支援担当課長補佐     |
|         |     | 総務室広報県民課     | 犯罪被害者支援担当係員       |
|         |     | 総務室広報県民課     | 犯罪被害者相談室相談員       |
|         | 兼務者 | 総務室広報県民課     | 広報県民課次席           |
|         |     | 生活安全部生活安全総務課 | 地域安全・犯罪抑止対策担当調査官  |
|         |     | 生活安全部人身安全対策課 | 人身安全対策課担当課長補佐     |
|         |     | 生活安全部少年課     | 少年事件指導・少年特捜担当課長補佐 |
|         |     | 生活安全部少年課     | 少年補導職員            |
|         |     | 生活安全部生活環境課   | 生活経済担当課長補佐        |
|         |     | 地域部機動警察センター  | 鉄道警察隊係員           |
|         |     | 刑事部捜査第一課     | 強行犯・性犯罪捜査担当調査官    |
|         |     | 刑事部捜査第一課     | 性犯罪捜査担当課長補佐       |
|         |     | 刑事部捜査第一課     | 性犯罪捜査係員           |
|         |     | 刑事部鑑識課       | 現場担当課長補佐          |
|         |     | 刑事部組織犯罪対策課   | 事件担当調査官           |
|         |     | 刑事部国際捜査課     | 特捜担当課長補佐          |
|         |     | 交通部交通企画課     | 統計・分析係員           |
|         |     | 交通部交通指導課     | 捜査支援担当課長補佐        |
|         |     | 交通部運転免許課     | 行政処分担当課長補佐        |